

居宅介護支援事業所 利用契約書

社会福祉法人 あかね
ケアプランセンター
アマルネス・ガーデン

R 年 月 日

氏名

様

「居宅介護支援事業所」利用契約書

様（以下「利用者」という）と、社会福祉法人あかね（以下「事業者」という）は、利用者が
ケアプランセンター アマルネス・ガーデン（以下「事業所」という）において、事業者から提供されるサービスを受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者の委託を受けて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者と連絡調整その他の便宜を提供することを目的とする。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定期間である 年 月 日までとする。但し、契約期間満了日以前に、利用者が要介護状態区分変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定期間の満了日を持って契約期間の満了日とする。
- 2 契約期間満了の7日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとする。この更新後における契約期間中に利用者の要介護認定区分に変更があった場合の契約期間は、第1項但し書と同様の取扱とする。

第3条（当事業所の提供サービス）

- 1 居宅サービス計画のガイドライン方式を使用し、利用者と共に、利用者に必要な援助を考えサービス担当者会議などを行い、居宅サービス計画を作成する。
- 2 経過観察・再評価（現状の把握）
担当の介護支援専門員が利用者宅へ訪問し、サービス内容が適切か等、協議する。
- 3 介護保険を使用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、またサービスが計画どおりに提供されたかなどを確認して給付管理を行う。
- 4 利用者が要介護認定や要支援認定の変更・見直しの認定を受けるために代理申請やその他援助をする。
- 5 介護保険や介護に関する事について相談を受ける。
- 6 サービス事業者の選定又は推薦に当たり、介護支援専門員は、各事業所の特徴などを判りやすく説明した上で、利用者又はその家族の意向を踏まえ公正中立に行う。また、利用者はケアプランに位置づけるサービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることができ、ケアプランに位置づけた理由を求めることができる。

第4条（利用料金）

- 1 第3条のサービスに関し、利用者が介護保険を利用できる場合は、利用料金は直接介護保険から事業所に給付されるので、利用者の負担は発生しない。但し、利用者が以前に保険料の滞納があった場合は、利用者より料金を徴収し、事業所が発行する証明書を持って後日払い戻しになる場合がある。滞納期間によっては全額利用者負担の場合もある。

2 その他の費用

交通費（利用者宅が事業実施地域外にある場合） 事業所から片道おおむね1キロメートル毎 100円

第5条（契約の終了）

1 契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスが利用できるが、下記事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了する。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④利用者から解約の申し出があった場合
- ⑤事業者から解約を申し出た場合

第6条（利用者からの契約解除）

1 契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができる。その場合には、契約終了を希望する7日前までに事業者指定の解約届出書を提出するものとする。

2 ただし以下の事項に該当する場合には、即時に契約を解約することができる。

- ① 事業者が正当な理由なしに居宅介護支援の提供を行わない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合

第7条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができる。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った場合。
- ② 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行った場合。
- ③ 職員に対するハラスメント行為（暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為）により、健全な信頼関係を築く事が出来ないと判断した場合。

第8条（連帯保証人の指定）

利用者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である下記の者を連帯保証人と定め、本契約における利用者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する。

第9条（意見調整等）

本契約または当施設の運営管理等その他利用者に関する一切の事項について、利用者の家族、その他の関係者間において異なる意見・要望がみられる場合、利用者または連帯保証人は、責任をもってこれを調整・統一するものとし、事業者はその責任を負わない。また、事業者が要望した場合、利用者または連帯保証人は、前記に係る調整結果等を書面にて事業者に対し通知するものとする。